



防犯こうち

NO 5

発行編集

公益社団法人高知県防犯協会

〒780-0056

高知市北本町一丁目9番20号

電話 088-875-9861

FAX 088-875-9862

HP <http://www.kochi-bouhan.jp>

古物営業者のみなさんへ

古物営業法の目的とは？

古物の売買は、盗品などの犯罪被害品を取り扱ってしまう可能性が高いため、盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るために、古物営業の業務について必要な規制等が行われています。

① 窃盗その他の犯罪の防止

② 被害を迅速に回復できる社会の維持

行政処分増加

令和5年中の全国における古物商等に対する行政処分
(警察庁公表)

合計 923 件 (前年比 +142 件)
(内訳)

- 取消処分 8 件
- 営業停止処分 1 件
- 指示処分 914 件

令和5年中の

古物営業法違反の検挙状況

無許可、変更届出、身分確認、帳簿等記載の各違反で

19 件、12 人
が検挙されています。

【その他の古物営業法の違反形態】

上記以外にも

- 名義貸し ○取引場所の制限違反
- 古物許可携帯義務・行商従事者証携帯義務の違反
- 古物商許可標識掲示義務違反 など

があり、法令に違反すると懲役又は罰金が科せられるほか、「許可の取り消し」や「営業停止(6か月以内)」の行政処分を受ける可能性があります。

古物営業者の義務(防犯三大義務)

古物営業法は、その立法趣旨を達成するため、様々な義務を課していますが、その中でも以下の3つが最も重要

- ① 取引相手の確認義務(対面確認方法・非対面確認方法は異なります。)
- ② 不正品の申告義務(直ちに警察官に申告が必要です。)
- ③ 帳簿等の備え付け又は電磁的方法による記録の保存義務
(記載の方法、記録事項、記録の保存方法に定めがあります。)

疑問や不安点は、必ず最寄りの警察署の古物商許可事務担当者にお問い合わせ、健全な営業に努めましょう。